

## 「羽咋市地域循環バス」にかかる有料広告掲出取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、羽咋市地域循環バス（以下「るんるんバス」という。）に掲出できる広告の取扱いについて、羽咋市有料広告掲載に関する要綱（平成18年羽咋市告示第81号。以下「要綱」という。）及び羽咋市有料広告掲載基準に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (掲出の申込み)

第2条 広告を掲出しようとする者（以下「申込者」という。）は、要綱第8条に規定する羽咋市広告掲載申込書（様式第1号）に掲出しようとする広告の原稿を添えて、当該広告を掲出しようとする21日前（当該日が、日曜日、土曜日又は国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日まで）に、るんるんバスを担当する課（以下「主管課」という。）へ提出しなければならない。

### (決定)

第3条 市長は、前条の広告掲載申込書の提出があったときは、速やかに掲出の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

### (広告の種類)

第4条 広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 車内額面
- (2) 後部ワイドステッカー
- (3) 後部ステッカー
- (4) 側面窓上方用車内ステッカー
- (5) バスラック用印刷物

### (広告の規格、掲出期間、掲出料及び掲出位置)

第5条 前条各号に規定する広告の規格、掲出期間及び掲出料は、別表のとおりとする。

2 広告の掲出位置は、るんるんバスの車内のうち、主管課長が指定する箇所とする。

### (広告掲出料の納付)

第6条 広告主は、要綱第11条の規定に基づき、市長の指定する期日までに、広告掲出料を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

### (広告掲出料の返還)

第7条 市長は、要綱第14条の規定に基づき、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲出を取り消したときは、納付済みの広告掲出料を当該広告主に返還する。ただし、

当該広告掲出料には、利子を付さない。

2 前項の規定により返還する広告掲出料は、掲出を取り消した月以降の納付済額とする。

(広告掲出の取消し)

第8条 市長は、要綱第13条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときには、広告主に対し催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲出を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。
- (3) その他広告の掲出が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲出の取下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により広告の掲出を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主が前項の規定により広告の掲出を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲出を取り下げたときは、納付済みの広告掲出料を返還しないものとする。

(広告主の責任等)

第10条 広告主は、広告の内容等掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から広告に関連する損害を被った旨の請求があった場合は、広告主の責任と負担において解決するものとする。
- 4 第4条各号に規定する広告の制作費は、広告主が負担するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の「羽咋市地域循環バス」にかかる有料広告掲載取扱要領第5条の規定は、この要領の施行の日以後の掲載決定に係る掲載料について適用し、同日前の掲載決定に係る掲載料については、なお従前の例による。

## 別表

広告の種類	規格	掲出料※3	掲出期間	備考
車内額面 3ヵ所／台	縦320mm×横530mm以内	1,000円／月	月単位	※1 車内ワイドステッカー（後部窓下方）と車内ステッカー（後部窓下方）は同時に掲出できない  ※2 バスラック用印刷物は1社1月1種類  ※3 掲出料は月額掲出料に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
車内ワイドステッカー（後部窓下方）※1 1ヵ所／台	縦250mm×横1,500mm	5,000円／月		
車内ステッカー（後部窓下方）※1 2ヵ所／台	250mm×横600mm	2,000円／月		
車内ステッカー（側面窓上方用） 7ヵ所／台	縦150mm×横450mm（透明部分は全体の1/3以上）	500円／月		
バスラック用印刷物※2 1ヵ所／台	日本工業規格A4版以下	1,800円／月		